

現役世代を守るために — 医療保険制度改革に向けた重点要望 —

① 後期高齢者の窓口負担の見直し

- ✓ 団塊の世代が後期高齢者に移行する2022年度までに、低所得者の方を除いた上で、高額療養費の一般区分該当者すべて(約53%)に2割負担を導入

② 現役並み所得者の判断基準の見直し

- ✓ 現役並み所得者の対象拡大に合わせ、現役並み所得者の給付費に公費を投入
- ✓ 少なくとも対象者を拡大する場合には、現役世代の負担が増えないようにすべき

③ その他

(1)大病院の外来受診時定額負担の対象拡大

- ✓ 対象病院の範囲を狭めることなく確実に実施。公的医療保険の負担を軽減するよう見直す。かかりつけ医の普及促進や受診行動の適正化の観点から検討

(2)薬剤についての適正な処方のある方、保険給付範囲の見直し

- ✓ 診療報酬制度に生活習慣病治療薬のフォーミュラを盛り込む
- ✓ 市販品類似薬等の保険給付範囲からの除外、償還率の変更

(3)被用者保険の適用拡大に伴う任意継続被保険者制度等の見直し

- ✓ 短時間労働者への適用拡大を踏まえ、被用者でない退職者の制度である任継制度の見直しを実施

自己負担には上限があるので必ずしも負担が2倍になるわけではない

70歳以上の高額療養費制度

区分	負担	所得水準等	限度額	
			外来特例(個人)	(世帯)
現役並み所得者 約115万人 6.8%	3割	課税所得145万円以上(単身) 年収約383万円～約770万円(単身) 【世帯収入約520万円以上】	収入に応じて80,100円～252,600円＋ (医療費-267,000～842,000円)×1% 〈多数回該当44,400～140,100円〉	
一般 約900万人 52.9%	1割 ⇒2割	課税所得145万円未満(単身) 年収約155万円～約383万円(単身) 【世帯収入約520万円未満】	18,000円 〈年間上限144,000円〉	57,600円 〈多数回該当44,400円〉
住民税非課税Ⅱ 約385万人 22.6%	1割	住民税非課税 年収約80万円～155万円 (単身、年金収入のみ)	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ 約300万人 17.6%		住民税非課税(所得がない者) 年収約80万円以下 (単身、年金収入のみ)		15,000円

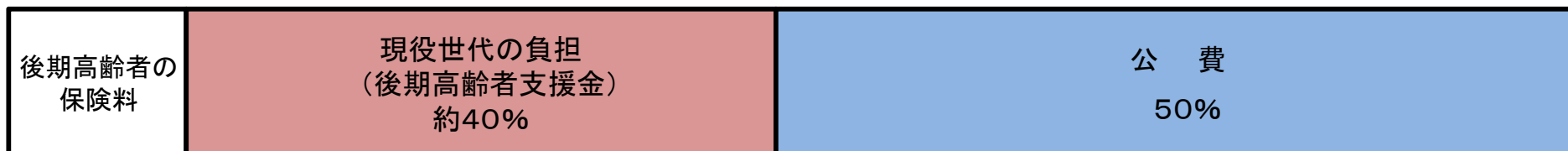
現役並み所得者の判断基準の見直し

後期高齢者医療制度の財源構成は、本来、公費50%だが、現役並み所得者の給付費には公費が入らないため、公費は全体で47%にとどまっている。

〈対象者数〉 75歳以上の高齢者 約1,800万人
〈後期高齢者医療費〉(2019年度ベース) 17.7兆円(給付費16.3兆円、患者負担1.4兆円)

【現役並み所得者以外の財源構成】=約15.4兆円

自己負担
1割



【現役並み所得者の財源構成】=約0.9兆円

自己負担
3割



本来公費が入るべき部分

※現行制度のまま、現役並み所得者の高齢者の範囲を拡大すれば、公費の割合は更に低下し、現役世代の負担は一層増加する。

※仮に現役並み所得の対象者を現在の6.7%(121万人)から7.7%(139万人)に拡大すると、現役世代の拠出金が約670億円増加する見通し。

① 後期高齢者の窓口負担の見直し

- ◆ 現役世代の負担軽減につながるよう、後期高齢者の窓口負担については、低所得者に配慮しつつ、原則2割負担とすべき。
- ◆ 一定所得以上の方を2割負担とする場合、少なくとも高額療養費の一般区分の方をすべて2割負担とすべき。

〈考え方の視点〉

- I. 団塊世代の高齢化による負担増を全世代でどう公平に負担するのかという視点が必要
- II. 後期高齢者の自己負担の変化だけではなく、高齢者医療を支えている現役世代の保険料負担もトータルに考慮すべき
- III. 高額療養費についても考えることが必要
- IV. 後期高齢者の公平な負担能力の観点からは、課税所得だけでなく、非課税年金や金融資産をどう考えるのかも論点

高齢者も医療費の「次世代へのつけ回し」は望んでいない

今後増加する高齢者の医療費の負担方法として、
どれがよいと思うか？（複数回答）

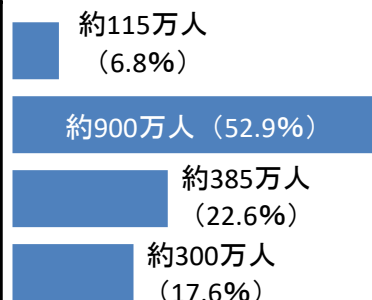
	全年齢 (20～70歳代)	60歳代	70歳代
患者自身の <u>自己負担割合</u> を引き上げる	28%	34%	27%
後期高齢者の医療保険の財源として、 <u>税金による負担</u> を増やす	24%	32%	36%
後期高齢者の医療保険の財源として、 <u>高齢者自身による保険料の負担</u> を増やす	21%	22%	17%
後期高齢者の医療保険の財源として、 <u>現役世代が支払う保険料からの支援金</u> を増やす	7%	7%	8%
その他・わからない	36%	25%	31%

健保連実施「医療・医療保険制度に関する国民意識調査」（2017年）より

高額療養費の所得区分ごとの負担割合には年齢による差異

75歳

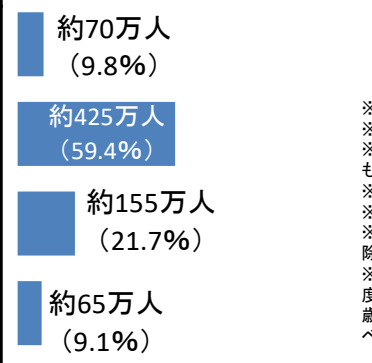
	負担割合
現役並み所得者※1(年収約383万円～※2) 課税所得145万円以上	3割
一般(年収約155～383万円) 課税所得145万円未満※3,※4	1割
住民非課税(年収約80～155万円※5)	
住民非課税(所得がない者 年収約80万円以下※5,※6)	



同じ一般所得区分でも
後期高齢者は1割
前期高齢者は2割
70歳未満は3割負担

70歳

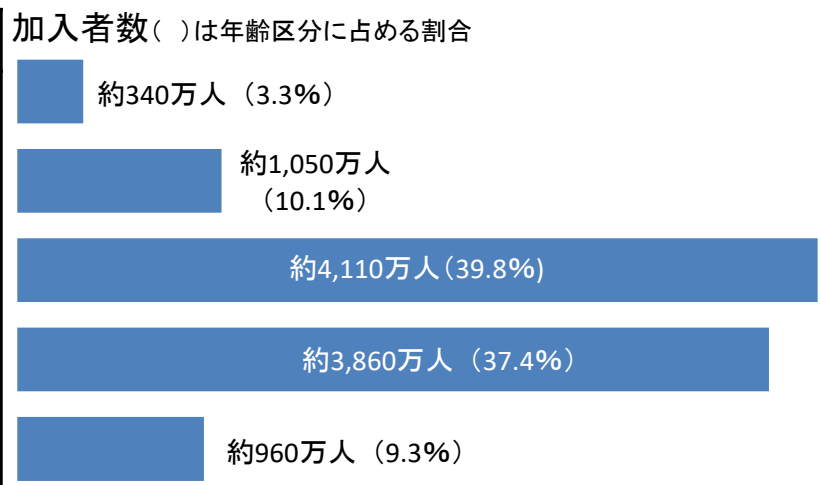
	負担割合
現役並み所得者※1(年収約383万円～※2) 健保:標準報酬月額28万円以上 国保:課税所得145万円以上	3割
一般(年収約155万円～383万円) 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:課税所得145万円未満※3,※4	2割
住民非課税(年収約80～155万円※5)	
住民非課税(所得がない者 年収約80万円以下※5,※6)	



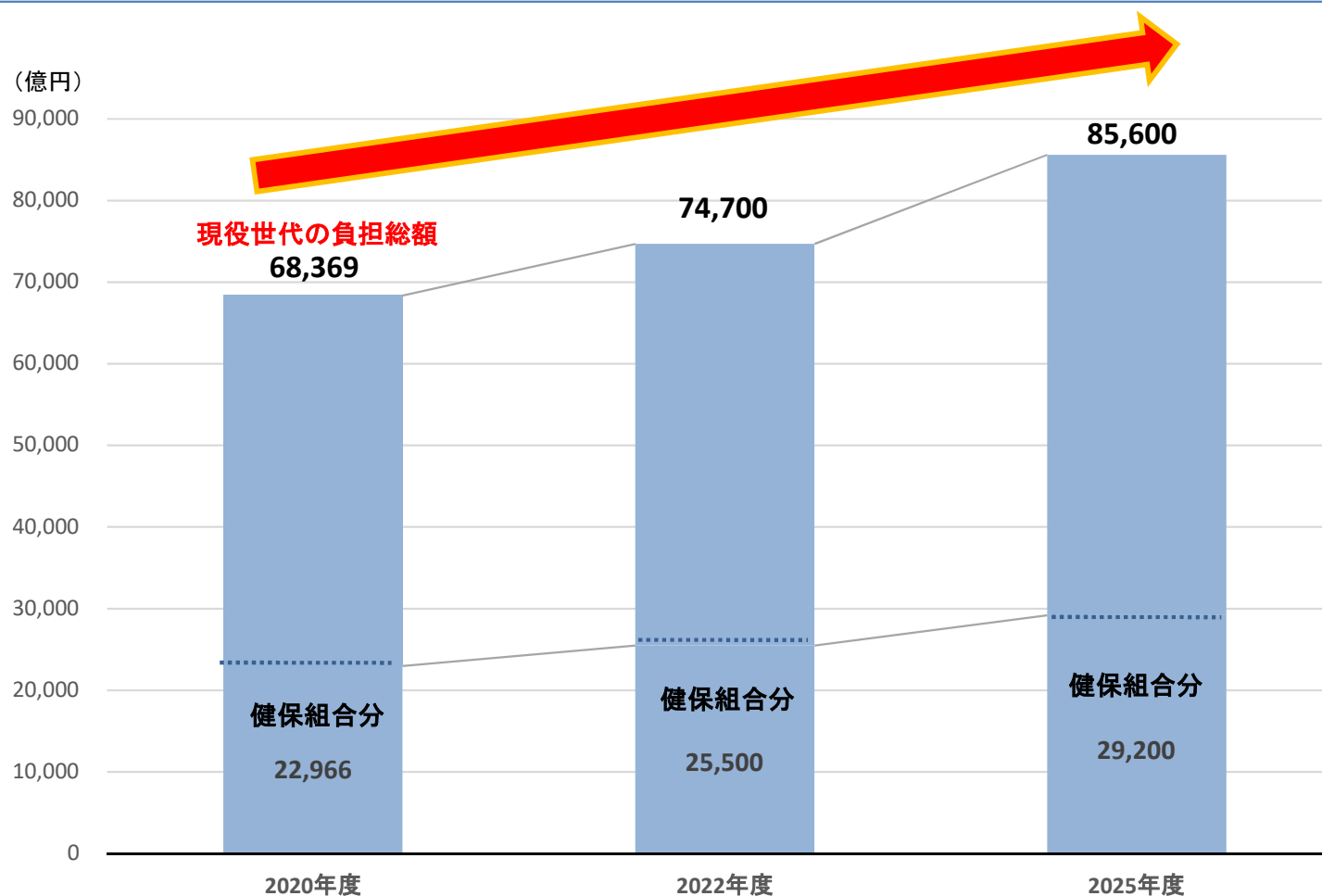
※1 現役並み所得区分は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の3区分に細分化されている。
 ※2 単身世帯を前提としてモデル的に計算したものの。
 ※3 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。
 ※4 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ※5 年金収入のみの単身世帯を前提としてモデル的に計算したものの。
 ※6 個人の所得のうち、公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等控除を「80万円」として計算する。
 ※7 70歳以上の人数は事業年報等をもとに保険局調査課で推計(平成29年度実績ベース)。なお、国保・健保には、船員保険・共済組合も含んでいる。70歳未満の加入者数は、一定の仮定を置いた粗い推計(平成27年度加入者ベース)。

70歳未満

	負担割合
年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書所得901万円	3割
年収約770万円～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万円～79万円 国保:旧ただし書所得600万円～901万円	
年収約383万円～約770万円 健保:標準報酬月額28万円～50万円 国保:旧ただし書所得210万円～600万円	
～年収約383万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書所得210万円以下	
住民非課税	



後期高齢者支援金の今後の見通し



○現役世代の後期高齢者支援金は2020年度予算で、68,369億円(健保組合22,966億円)となっており、今後、現役世代の負担は毎年3,000～4,000億円増加する見込みとなっている。そのため、後期高齢者の2割負担の範囲は、現役世代の負担軽減につながるようできるだけ広くなるべきである。(高額療養費一般区分すべて)

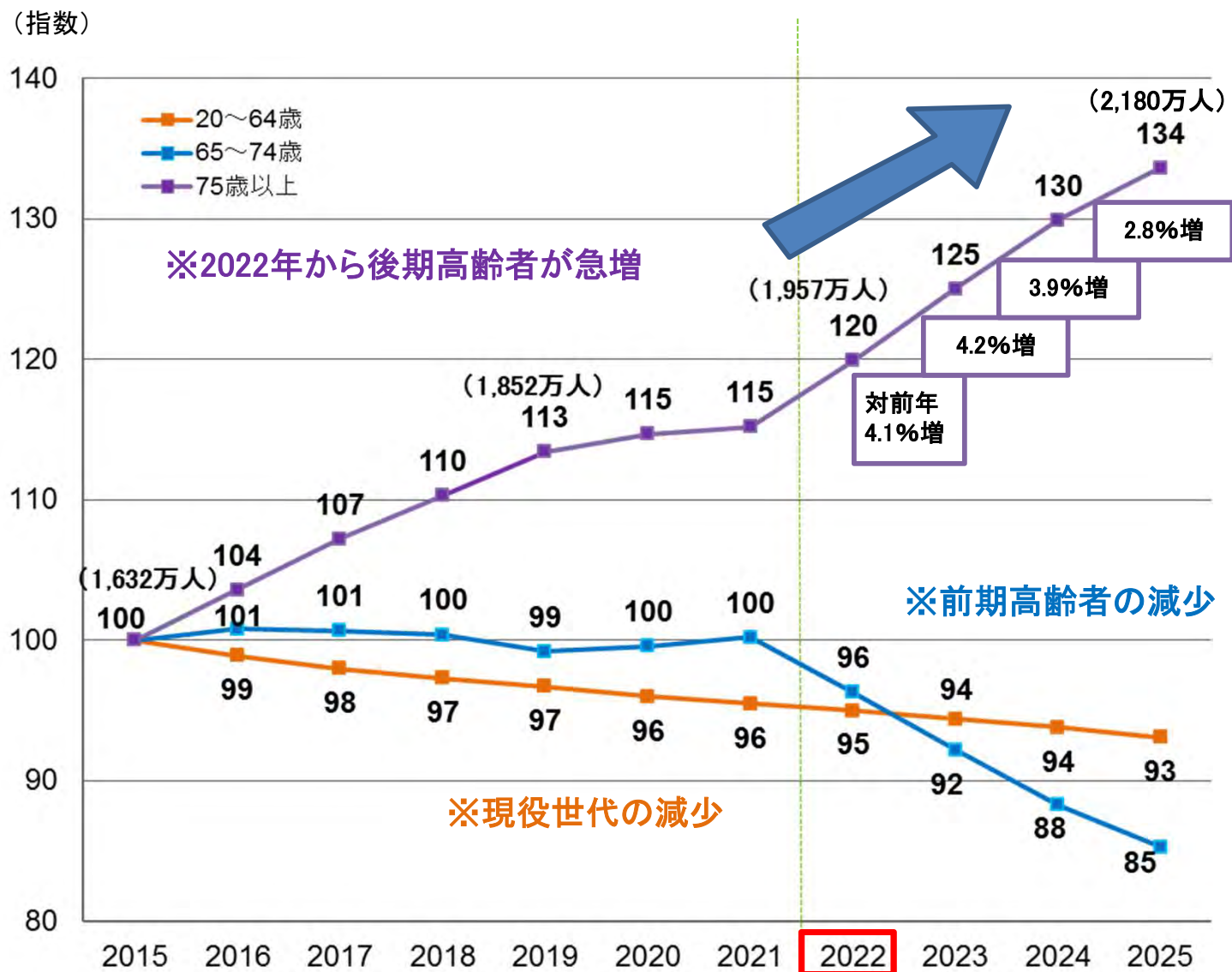
※後期高齢者支援金額は、2020年度は実際の数値で、2022年度、2025年度は健保連の推計であり、医療費の伸びは1.8%と設定。

※健保組合分の後期高齢者支援金額は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。

② 現役並み所得者の判断基準の見直し

- ◆後期高齢者の現役並み所得者の対象範囲の拡大には賛成。
その際、現役世代の負担増を回避するために、現役並み所得者の給付費にも公費を投入すべき。
※介護保険の現役並み所得者には公費が入っている。
- ◆現役並み所得者の基準を見直す場合には、公費負担の減少分が現役世代の負担増とならないようにすべき。
- ◆少なくとも支援金を負担する現役世代に対する財政支援を実施すべき。

「2022年危機」＝後期高齢者の急増と現役世代の減少



(注) 出生中位、死亡中位
 (出典) 年齢区分別人口(日本の将来推計人口・平成29年推計)をもとに健保連が作成

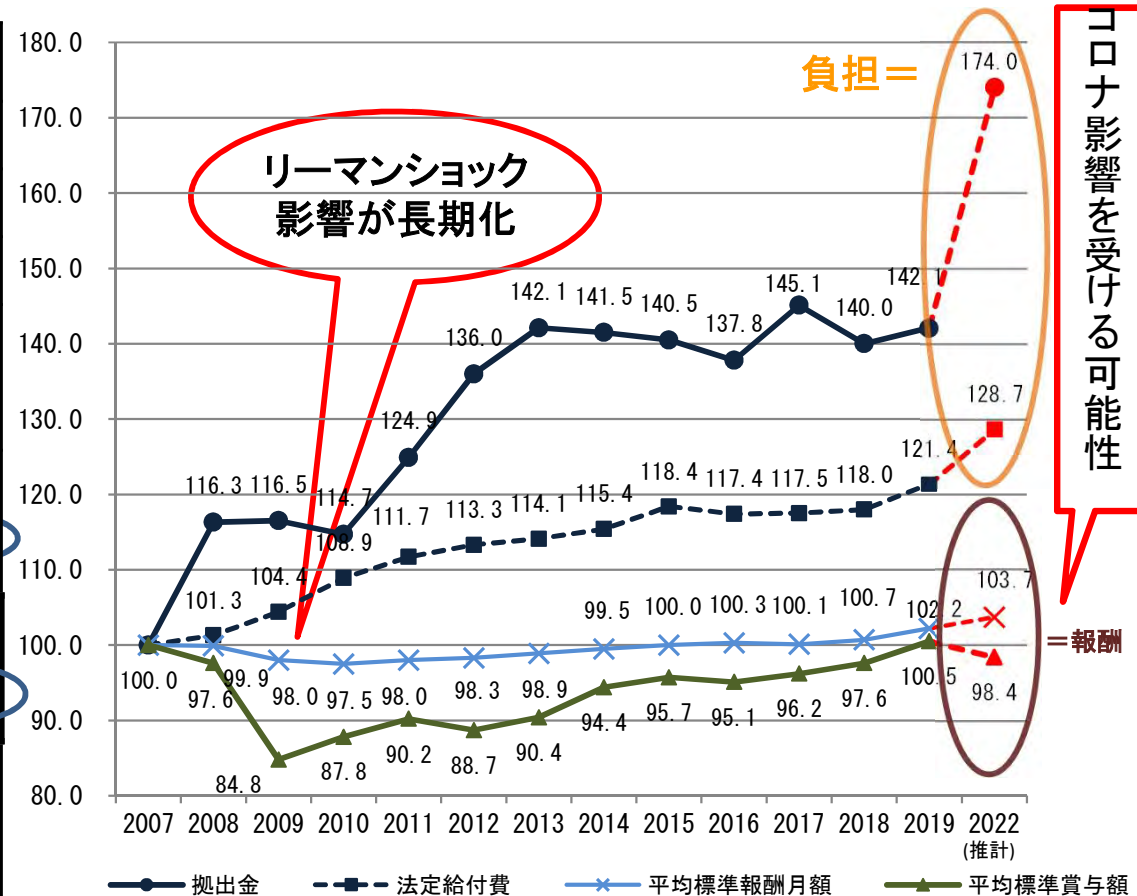
健康保険組合の財政状況の変化

被保険者1人当たりで見ると月額・賞与といった報酬が伸び悩む一方で、拠出金や法定給付費による負担の伸びが著しい。

2019年度(令和元年度)と2007年度(平成19年度)
(現行の高齢者医療制度導入前)との比較

	令和元年度	19年度	増減数	伸び率 (%)
組合数	1,388	1,518	△130	—
被保険者数	16,415,615人	15,771,690人	643,925人	4.08
平均保険料率	9.218%	7.308%	1.910	26.14
保険料収入 総額 被保険者1人当たり額	8兆2,438億円 502,190円	6兆0,502億円 383,612円	2兆1,935億円 118,578円	36.26 30.91
保険給付費 総額 被保険者1人当たり額	4兆1,177億円 250,840円	3兆2,838億円 208,209円	8,339億円 42,631円	25.39 20.48
拠出金 総額 被保険者1人当たり額	3兆4,344億円 209,216円	2兆3,221億円 147,229円	1兆1,124億円 61,987円	47.90 42.10
義務的経費に占める 拠出金負担割合	46.02%	42.14%	3.86%	—
50%以上の組合	333	99	234	—
50%以上の組合の割合	24.0%	6.5%	17.5%	—

被保険者1人当たり法定給付費、拠出金および月額、賞与の推移



(注1) 2007年～2017年度までは決算、2018年度と2019年度は決算見込の数値である。

(注2) 2007年度を「100」とした伸び率の推移である。

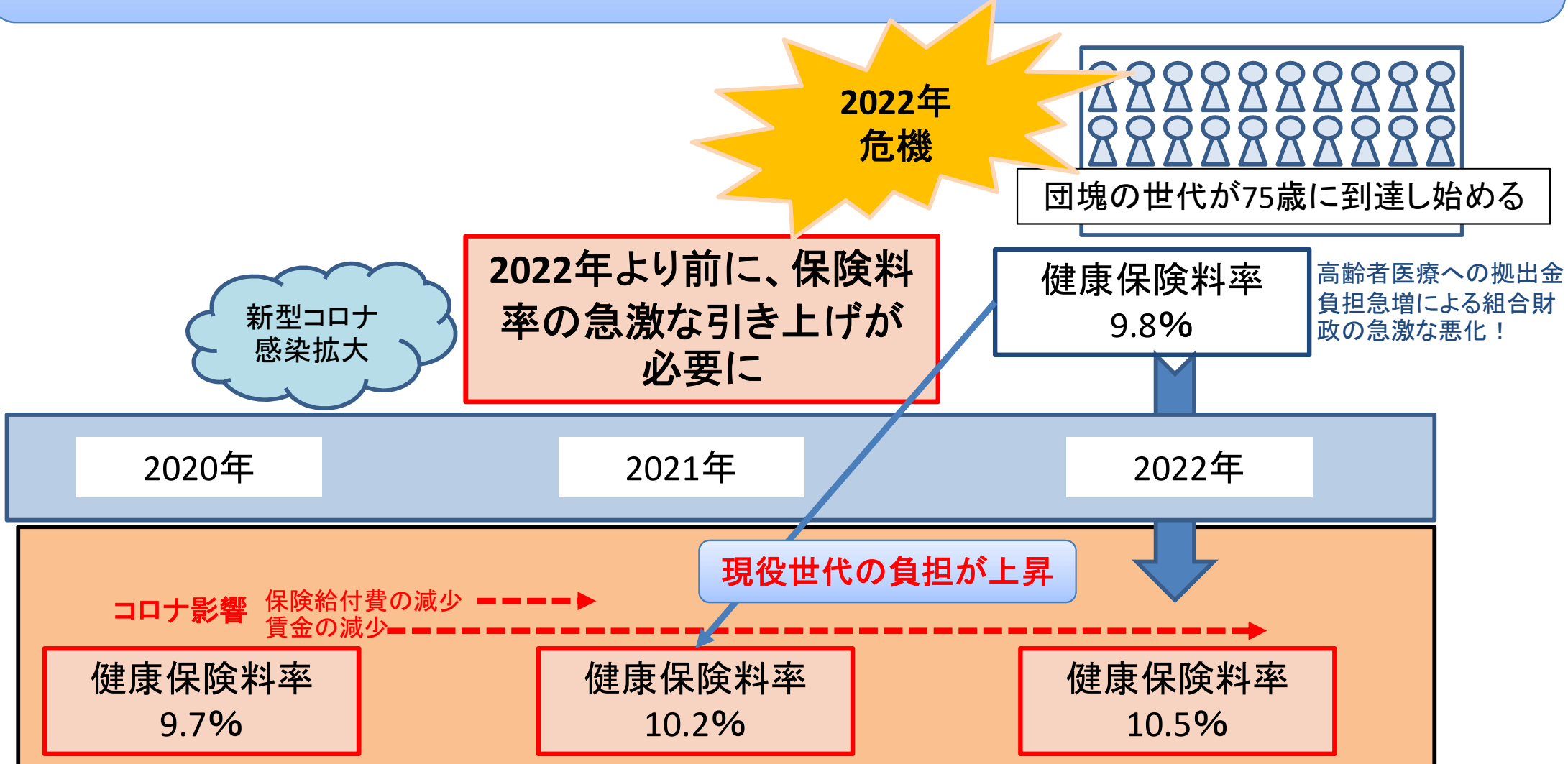
(注3) 2022年の数値は2017年度決算見込の値からの推計である。

但し、2019年4月1日に解散した大規模健保分は本推計に含まれない。

※2007年度は決算、2019年度は決算見込の数値である。

健保組合を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年度には保険料率が10.2%と協会けんぽの料率(10%)を超えるおそれ。賃金の回復がなかなか見込めないため、組合財政は急激な悪化を余儀なくされている。さらに、2022年度から高齢者医療拠出金負担の急増が控えており、制度改革なしには現役世代を守れない。



※コロナ影響下の保険料率については、健保組合に対する報酬調査をもとに2020年度予算から健保連でリスクシナリオを推計。2022年度の保険料率は、健保連試算数値を使用。保険料率はすべて、赤字を出さずに収支均衡とするための実質保険料率。